

第五十五号議案

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の定数に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表一の項中「三四、三四三人」を「三四、八三一人」に改め、同表二の項中「一六、三四五人」を「一六、三八六人」に改め、同表三の項中「一〇、四八一人」を「一〇、五五一人」に改め、同表四の項中「六、三二一人」を「六、五〇六人」に改め、同表合計の項中「六七、四九〇人」を「六八、二七四人」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（提案理由）

学校職員の定数を改める必要がある。